

# 図書館年報

令和2年（2020年）度版

芦屋市立図書館

## 目 次

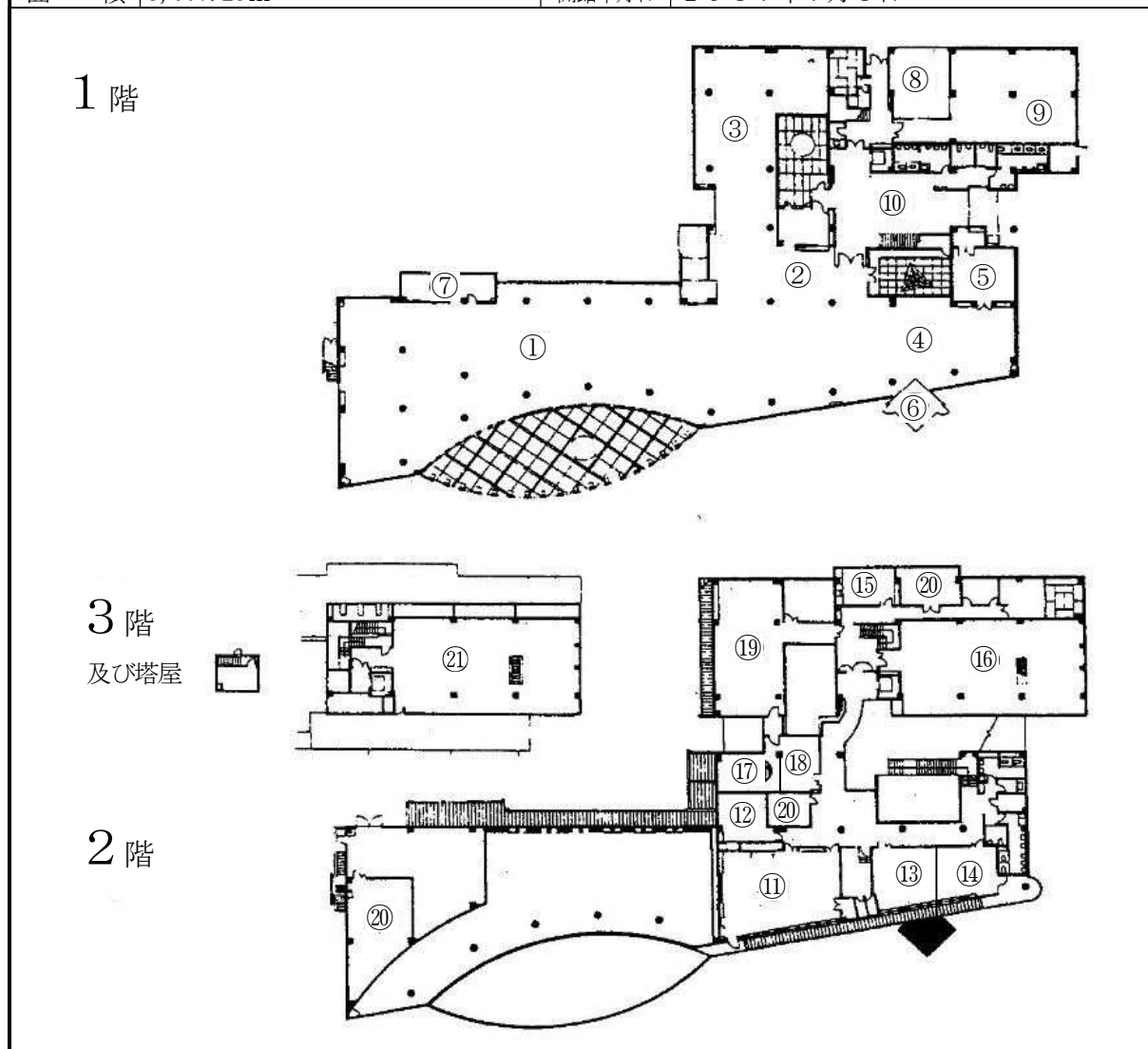
第1	図書館施設の概要（令和3年度の現況）	1
第2	令和2年度の所蔵状況	3
1	蔵書冊数（5年間の推移）	3
2	蔵書構成（5年間の推移）	3
3	特別コレクション	4
4	その他の資料の所蔵状況	4
(1)	録音図書（カセットテープ）	4
(2)	オーディオ・ビジュアル資料	4
(3)	点字図書	4
(4)	デジタル図書	4
(5)	新聞	4
(6)	雑誌	4
第3	令和2年度の利用状況	5
1	図書（一般書・児童書・雑誌）（5年間の推移）	5
2	その他の利用状況	5
(1)	点字・録音図書・対面朗読（5年間の推移）	5
(2)	視聴覚教育ライブラリー（5年間の推移）	5
(3)	国立国会図書館デジタル化資料（令和2年度6月より実施）	5
3	令和2年度利用冊数の詳細	6
(1)	区分別	6
(2)	市域別	6
(3)	年齢別	6
(4)	月 別	7
4	令和2年度利用人数の詳細	7
(1)	市域別	7
(2)	年齢別	8
(3)	月 別	8
5	図書の予約状況	9
6	図書館間貸借（相互協力）の状況	9
7	令和2年度登録人数の詳細	9
(1)	市域別	9
(2)	年齢別	10
8	主催行事（令和2年度）	10
第4	管理運営の状況	11
1	当初予算額（5年間の推移）	11
2	各種指標（令和2年度）	11

3	歳入（令和2年度）	11
	(1) コピーサービス	11
	(2) 駐車場	11
	(3)～(6) その他雑入	11
第5	組織図及び職員数	12
第6	図書館協議会	12
	1 協議会委員名簿	12
	2 協議会の開催状況（令和2年度）	12
第7	芦屋市立図書館略年表	13
第8	芦屋市立図書館設置条例・施行規則・要綱	17
	1 芦屋市立図書館設置条例	17
	2 芦屋市立図書館設置条例施行規則	19
	3 芦屋市立図書館資料収集要綱	27

# 第1 図書館施設の概要（令和3年度の現況）

## 1 本館

所在地	芦屋市伊勢町12-5	電話	0797-31-2301
開館時間	平日：9時半～19時 土日祝：9時半～18時	休館日	・毎週月曜日及び毎月第1火曜日 (祝日にあたる場合は開館し、直後の平日を休館) ・年末年始 ・特別整理期間
面積	3,007.25㎡	開館年月日	1987年7月8日



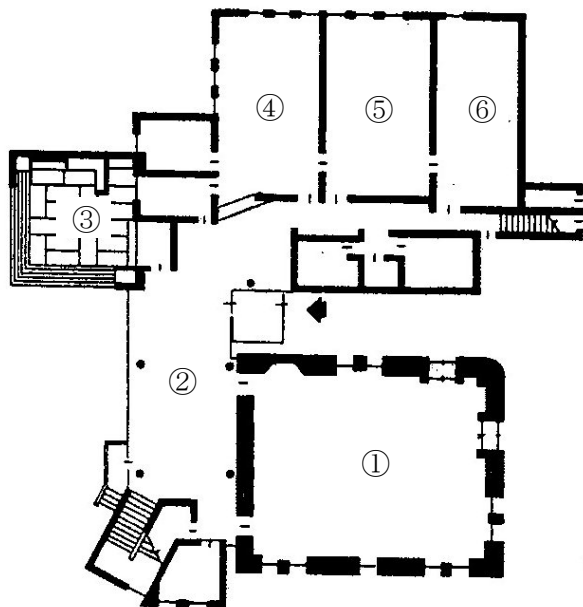
各階の主な施設と面積

階	室名	床面積(㎡)
1階	①一般開架	555.39
	②メインカウンター廻り	107.61
	③参考調査室	183.43
	④こどもの本のへや	328.57
	⑤おはなしのへや	38.65
	⑥よみかかせのへや	16.00
	⑦対面朗読室・点字作業室	29.05
	⑧車庫	44.36
	⑨書庫	135.66
	⑩玄関ホール その他	320.08
小計	1,758.80	
2階	⑪集会室	108.46
	⑫小集会室	29.14
	⑬閲覧室	45.00
	⑭リフレッシュルーム	29.26
	⑮会議室	26.43
	⑯書庫	201.54
	⑰視聴覚教育ライブラリー	27.23
	⑱ボランティアルーム	23.65
	⑲事務室	115.34
	⑳機械室 その他	590.41
小計	1,196.46	
3階	㉑書庫	37.57
塔屋	エレベーター機械室	14.42
合計	3,007.25	

2 打出分室

所在地	芦屋市打出小槌町15-9 (打出教育文化センター内)	電話	0797-38-7220
開室時間	10時～17時(月曜日・水～土曜日)	休室日	・毎週日曜日及び火曜日 (第1火曜日が休日の場合、直後の開室日) ・祝日 ・年末年始 ・特別整理期間
蔵書数	約 23,000冊		
面積	約 150㎡	開室年月日	1990年12月17日

打出教育文化センター1階平面図



①打出分室

打出教育文化センター

- ②展示ホール
- ③和室
- ④事務所
- ⑤研究支援ルーム
- ⑥資料室

3 大原分室

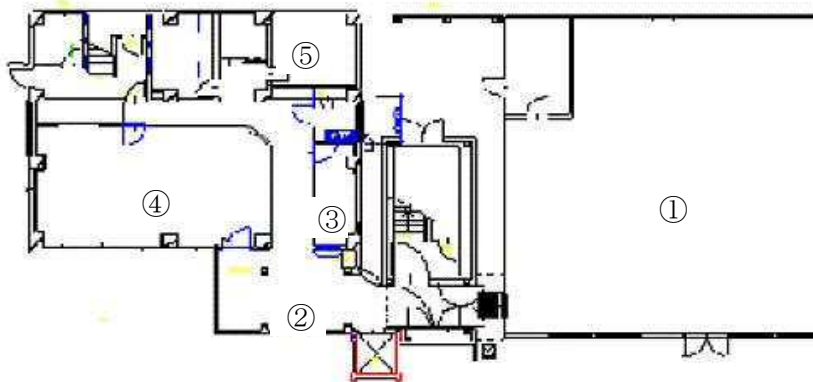
所在地	芦屋市大原町20-2 (大原集会所内)	電話	0797-38-7762
開室時間	10時～18時(水曜日～日曜日)	休室日	・毎週月曜日及び火曜日 (第1火曜日が休日の場合、直後の開室日) ・年末年始 ・特別整理期間
蔵書数	約 31,000冊		
面積	約 181㎡	開室年月日	1991年6月5日

大原集会所1階平面図

①大原分室

大原集会所

- ②玄関ホール
- ③事務室
- ④貸室
- ⑤トイレ



## 第2 令和2年度の所蔵状況

### 1 蔵書冊数（5年間の推移）

（単位：冊）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
						蔵書冊数 A+B	購入 A	寄贈他 B
蔵書	成人	300,509	304,281	287,665	291,777	299,397		
	児童	87,381	87,685	87,434	84,244	85,709		
	合計	387,890	391,966	375,099	376,021	385,106		
受入	成人	11,993	10,821	10,071	9,786	9,524	9,249	275
	児童	3,294	3,208	4,056	3,180	3,107	3,026	81
	合計	15,287	14,029	14,127	12,966	12,631	12,275	356
除籍	成人	6,599	6,897	26,687	5,674	1,904		
	児童	2,558	3,056	4,307	6,370	1,642		
	合計	9,157	9,953	30,994	12,044	3,546		

### 2 蔵書構成（5年間の推移）

（単位：冊，％）

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度			
	蔵書数	構成比	蔵書数	構成比	蔵書数	構成比	蔵書数	構成比	蔵書数 A+B	構成比	成人 A	児童 B
0 総記	12,796	3.3	12,928	3.3	12,589	3.4	12,428	3.3	12,046	3.1	11,085	961
1 哲学	14,109	3.6	14,078	3.6	13,498	3.6	13,607	3.6	13,756	3.6	13,125	631
2 歴史	34,629	8.9	34,927	8.9	33,542	8.9	33,685	9.0	34,993	9.1	31,250	3,744
3 社会科学	44,426	11.5	44,879	11.4	42,922	11.4	43,451	11.6	41,994	10.9	38,389	3,604
4 自然科学	24,960	6.4	25,248	6.5	24,733	6.6	24,915	6.6	23,680	6.1	16,019	7,661
5 技術	21,262	5.5	21,150	5.4	21,216	5.7	21,250	5.7	20,608	5.4	17,875	2,733
6 産業	10,127	2.6	10,359	2.6	9,919	2.6	9,908	2.6	9,736	2.5	8,133	1,603
7 芸術	32,569	8.4	33,594	8.6	31,367	8.4	31,625	8.4	31,012	8.1	27,376	3,636
8 言語	5,610	1.4	5,554	1.4	5,345	1.4	5,422	1.4	5,236	1.4	4,204	1,032
9 文学	151,083	39.0	152,979	39.0	144,016	38.4	144,243	38.4	155,245	40.3	124,928	30,316
E 絵本	29,785	7.7	29,546	7.6	29,735	8.0	29,257	7.8	29,788	7.7	-	29,788
K 郷土資料	5,694	1.5	5,858	1.5	5,407	1.4	5,411	1.4	6,086	1.6	6,086	-
G 行政資料	840	0.2	866	0.2	810	0.2	819	0.2	927	0.2	927	-
合計	387,890	100.0	391,966	100.0	375,099	100.0	376,021	100.0	385,107	100.0	299,397	85,709
うち外国語	1,580	0	1,605	0	1,526	0	1,523	0	1,697	0	1,318	379
									成人・児童構成比	100	77.7	22.3

### 3 特別コレクション

#### (1) 田尾スポーツ文庫

田尾栄一氏が収集したスポーツ全般にわたる研究書・記録・報告書など計1,181冊。

#### (2) 松本幸雄バスケットボール文庫

松本幸雄氏が収集したバスケットボールに関する研究書・指導書・試合の新聞スクラップ帳など計639冊

### 4 その他の資料の所蔵状況

#### (1) 録音図書 (カセットテープ) (単位：タイトル)

	A+B	購入 A	寄贈他 B
年間除籍数	0		
年間受入数	0	0	0
年度末現在数	723		

#### (2) オーディオ・ビジュアル資料 (単位：タイトル)

	A+B	購入 A	寄贈他 B
現在数	L D	1,181	
	DVD	245	
	C D	580	
除籍数	L D	0	
	DVD	0	
	C D	0	

#### (3) 点字図書 (単位：冊)

	A+B	購入 A	寄贈他 B
年度末現在数	388		
年間受入数	0	0	0
年間除籍数	0		

#### (4) デイジー図書

年度末現在数	7
--------	---

#### (5) 新聞 (単位：紙)

	本館	打出分室	大原分室	合計
受入数	15	2	7	24
うち寄贈分	5	0	0	5

#### (単位：タイトル)

タイトル数	購入	寄贈	うち 外国語	合計
	10	5	1	15

#### (6) 雑誌 (単位：誌)

	本館	打出分室	大原分室	合計
受入数	175	12	42	229
うち寄贈分	13	0	0	13

#### (単位：タイトル)

タイトル数	購入	寄贈	うち 外国語	合計
	198	13	3	211

### 第3 令和2年度の利用状況

#### 1 図書（一般書・児童書・雑誌）（5年間の推移）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	1日平均	開館日数
利用人数 (人)	本館	134,628	133,070	69,866	120,893	99,789	432.0	231
	打出分室	25,418	24,409	32,926	24,928	20,491	103.5	198
	大原分室	34,837	38,200	45,176	38,853	31,886	155.5	205
	合計	194,883	195,679	147,968	184,674	152,166		
利用冊数 (冊)	本館	556,419	547,924	269,320	491,408	428,065	1,853.1	
	打出分室	77,314	72,560	107,460	77,204	66,892	337.8	
	大原分室	96,742	108,204	137,070	110,559	93,047	453.9	
	合計	730,475	728,688	513,850	679,171	588,004		
登録者数 (人)	本館	16,647	16,300	13,924	14,245	13,021		
	打出分室	1,841	1,943	2,497	2,304	2,074		
	大原分室	2,385	2,403	3,016	3,114	2,930		
	合計	20,873	20,646	19,437	19,663	18,025		

#### 2 その他の利用状況

##### (1) 点字・録音図書・対面朗読（5年間の推移）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用人数(人)	571	584	489	80	0
利用巻数(件)	570巻	584巻	489巻	80巻	0巻
対面朗読利用者	0人 (0H)	0人 (0H)	39人 (58.5H)	6人 (12H)	0人 (0H)
デジジー図書貸出	(1巻)	(4巻)	(2巻)	(0巻)	(1巻)

※対面朗読は平成22年度から実施、デジジー図書は平成23年度から実施

##### (2) 視聴覚教育ライブラリー（5年間の推移）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録団体数		17	17	17	17	17
教材 貸出数 ( )は 保有数	16ミリフィルム	5 (376)	5 (376)	5 (376)	5 (376)	5 (376)
	8ミリフィルム	0 ( 8)	0 ( 8)	0 ( 8)	0 ( 8)	0 ( 8)
	VTR	0 (574)	0 (574)	0 (574)	0 (574)	0 (574)
	その他	0 ( 9)	0 ( 9)	0 ( 9)	0 ( 9)	0 ( 9)
	合計	5 (967)	5 (967)	5 (967)	5 (967)	5 (967)
教具 貸出数 ( )は 保有数	16ミリ映写機	1 ( 7)	1 ( 7)	1 ( 7)	1 ( 7)	1 ( 7)
	8ミリ映写機	0 ( 2)	0 ( 2)	0 ( 2)	0 ( 2)	0 ( 2)
	ビデオ一式	0 ( 3)	0 ( 3)	0 ( 3)	0 ( 3)	0 ( 3)
	幻灯機	0 ( 2)	0 ( 2)	0 ( 2)	0 ( 2)	0 ( 2)
	O・H・P	0 ( 1)	0 ( 1)	0 ( 1)	0 ( 1)	0 ( 1)
	スクリーン	0 ( 5)	0 ( 5)	0 ( 5)	0 ( 5)	0 ( 5)
	その他	0 ( 4)	0 ( 4)	0 ( 4)	0 ( 4)	0 ( 4)
合計	1 (24)	1 (24)	1 (24)	1 (24)	1 (24)	
利用人数		255	209	200	200	0
技術 講習会	実施回数	0	0	0	0	0
	参加者数	0	0	0	0	0

##### (3) 国立国会図書館デジタル化資料（令和2年度6月より実施）

	令和2年度
閲覧利用人数(人)	19
複写依頼数(件)	52
複写枚数(枚)	614



### 3 令和2年度利用冊数の詳細

#### (1) 区分別

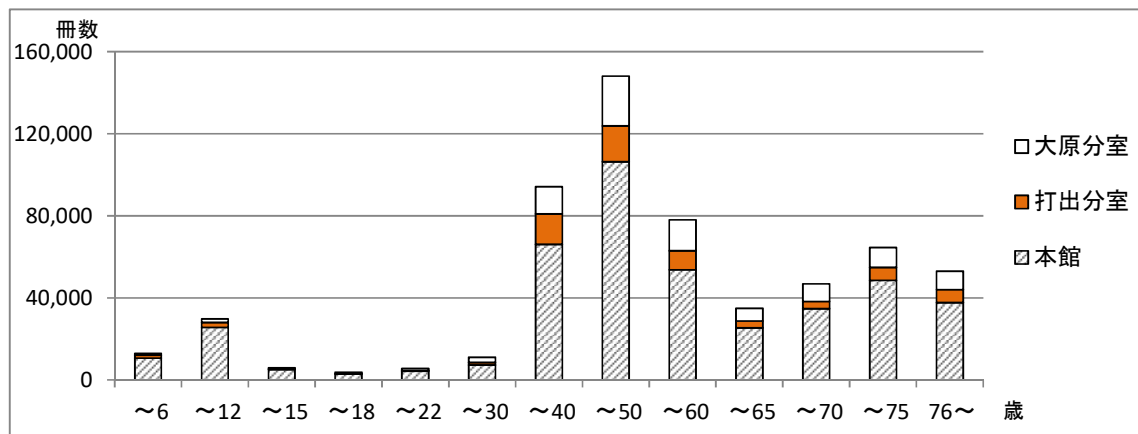
	本館	打出分室	大原分室	合計
一般書	252,005	38,329	63,337	353,671
構成比	58.9	57.3	68.1	60.2
児童書	155,400	26,679	25,610	207,689
構成比	36.3	39.9	27.5	35.3
雑誌	20,595	1,874	4,097	26,566
構成比	4.8	2.8	4.4	4.5
郷土行政	65	10	3	78
構成比	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	428,065	66,892	93,047	588,004

#### (2) 市域別

	本館	打出分室	大原分室	合計
市内	370,549	57,325	84,082	511,956
西宮市	44,656	8,692	6,855	60,203
尼崎市	2,190	185	398	2,773
伊丹市	176	4	3	183
宝塚市	1,539	59	430	2,028
川西市	23	27	4	54
猪名川町	1	0	0	1
三田市	60	4	0	64
その他	8,871	596	1,275	10,742
市外合計	57,516	9,567	8,965	76,048
合計	428,065	66,892	93,047	588,004

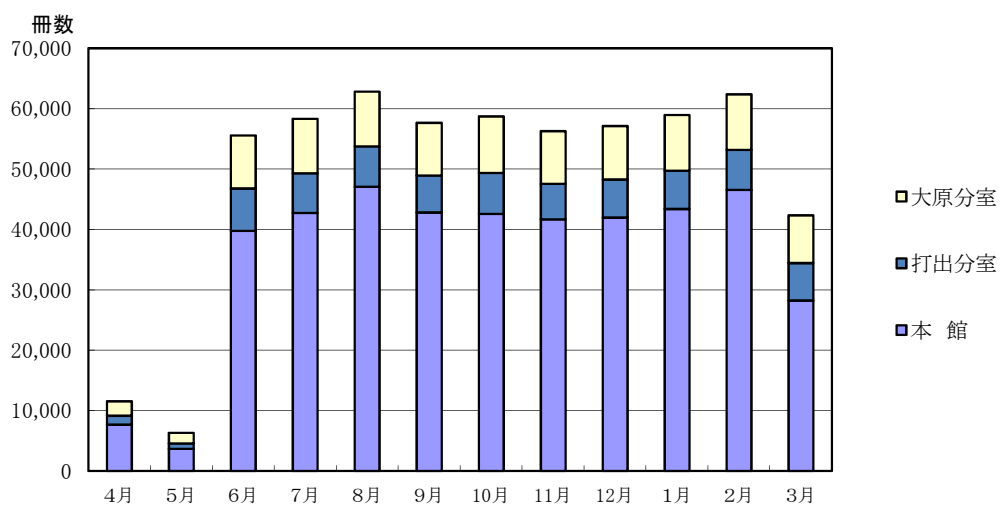
#### (3) 年齢別

年齢(歳)	本館		打出分室		大原分室		合計	
	冊数	割合	冊数	割合	冊数	割合	冊数	割合
～6	10,600	2.5	1,395	2.1	803	0.9	12,798	2.2
～12	25,666	6.0	2,307	3.4	1,673	1.8	29,646	5.0
～15	5,056	1.2	336	0.5	562	0.6	5,954	1.0
～18	2,860	0.7	177	0.3	623	0.7	3,660	0.6
～22	4,257	1.0	334	0.5	946	1.0	5,537	0.9
～30	7,229	1.7	1,279	1.9	2,537	2.7	11,045	1.9
～40	66,080	15.5	14,860	22.2	13,247	14.2	94,187	16.0
～50	106,298	24.8	17,469	26.1	24,227	26.0	147,994	25.2
～60	53,671	12.5	9,228	13.8	15,114	16.2	78,013	13.3
～65	25,370	5.9	3,274	4.9	6,224	6.7	34,868	5.9
～70	34,794	8.1	3,511	5.2	8,502	9.1	46,807	8.0
～75	48,464	11.3	6,397	9.6	9,577	10.4	64,438	11.0
76～	37,720	8.8	6,325	9.5	9,012	9.7	53,057	9.0
合計	428,065	100.0	66,892	100.0	93,047	100.0	588,004	100.0



## (4) 月 別

	本 館	打出分室	大原分室	合 計
4月	7,662	1,503	2,380	11,545
5月	3,671	908	1,754	6,333
6月	39,759	7,039	8,741	55,539
7月	42,745	6,548	9,048	58,341
8月	47,056	6,693	9,078	62,827
9月	42,807	6,100	8,753	57,660
10月	42,562	6,782	9,347	58,691
11月	41,688	5,831	8,753	56,272
12月	41,939	6,335	8,862	57,136
1月	43,389	6,367	9,184	58,940
2月	46,558	6,590	9,250	62,398
3月	28,229	6,196	7,897	42,322
合 計	428,065	66,892	93,047	588,004



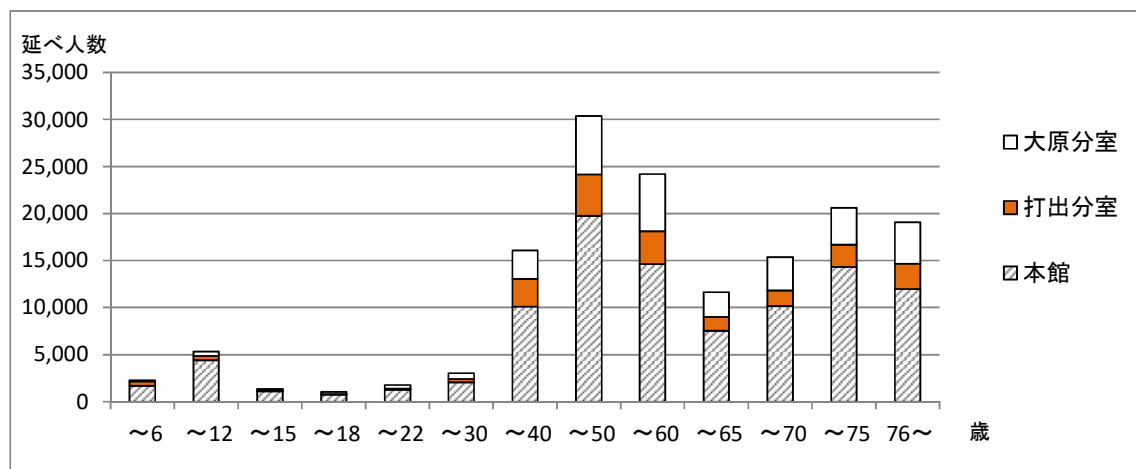
## 4 令和2年度利用人数の詳細

## (1) 市域別

	本 館	打出分室	大原分室	合計
市 内	87,228	17,883	29,119	134,230
西 宮 市	9,589	2,224	1,966	13,779
尼 崎 市	334	99	129	562
伊 丹 市	73	1	2	76
宝 塚 市	410	50	93	553
川 西 市	7	14	1	22
猪 名 川 町	1	0	0	1
三 田 市	23	4	0	27
そ の 他	2,124	216	576	2,916
市外合計	12,561	2,608	2,767	17,936
合 計	99,789	20,491	31,886	152,166

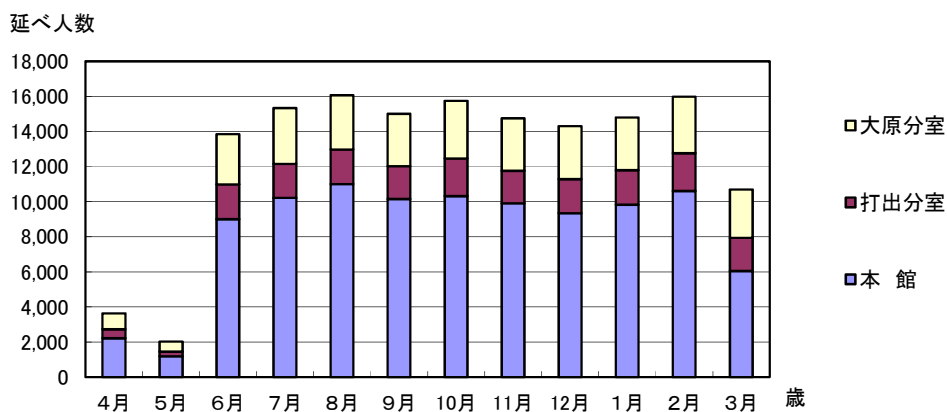
(2) 年齢別

年齢(歳)	本館		打出分室		大原分室		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
～6	1,684	1.7	467	2.3	123	0.5	2,274	1.5
～12	4,393	4.4	461	2.2	472	1.5	5,326	3.5
～15	1,091	1.1	127	0.6	138	0.4	1,356	0.9
～18	769	0.8	32	0.2	230	0.7	1,031	0.7
～22	1,242	1.2	127	0.6	408	1.4	1,777	1.2
～30	2,055	2.1	349	1.7	621	1.9	3,025	2.0
～40	10,112	10.1	2,922	14.2	3,056	9.6	16,090	10.6
～50	19,769	19.8	4,382	21.4	6,224	19.5	30,375	20.0
～60	14,653	14.7	3,475	17.0	6,074	19.0	24,202	15.9
～65	7,535	7.5	1,462	7.1	2,626	8.2	11,623	7.6
～70	10,179	10.2	1,654	8.1	3,552	11.1	15,385	10.1
～75	14,327	14.4	2,352	11.5	3,934	12.3	20,613	13.5
76～	11,980	12.0	2,681	13.1	4,428	13.9	19,089	12.5
合計	99,789	100.0	20,491	100.0	31,886	100.0	152,166	100.0



(3) 月別

	本館	打出分室	大原分室	合計
4月	2,211	506	918	3,635
5月	1,187	260	578	2,025
6月	8,999	1,989	2,860	13,848
7月	10,209	1,937	3,192	15,338
8月	10,998	1,981	3,078	16,057
9月	10,153	1,864	2,991	15,008
10月	10,306	2,161	3,279	15,746
11月	9,899	1,860	2,981	14,740
12月	9,348	1,936	3,017	14,301
1月	9,815	1,967	3,011	14,793
2月	10,615	2,143	3,227	15,985
3月	6,049	1,887	2,754	10,690
合計	99,789	20,491	31,886	152,166



5 図書の予約状況

区 分		予約冊数	合 計
本 館	成 人	63,714	94,576
	児 童	24,323	
	雑 誌	6,539	
打出分室	成 人	18,450	27,892
	児 童	8,175	
	雑 誌	1,267	
大原分室	成 人	35,805	47,971
	児 童	9,589	
	雑 誌	2,577	
合 計			170,439

6 図書館間貸借（相互協力）の状況

	他館からの借入れ	他館への貸出
尼崎市立	100	185
伊丹市立	13	40
川西市立	76	126
三田市立	39	124
宝塚市立	95	130
西宮市立	153	130
猪名川町立	40	52
兵庫県立	133	21
大阪府立	0	0
国立国会	0	0
その他	32	297
合計	681	1,105

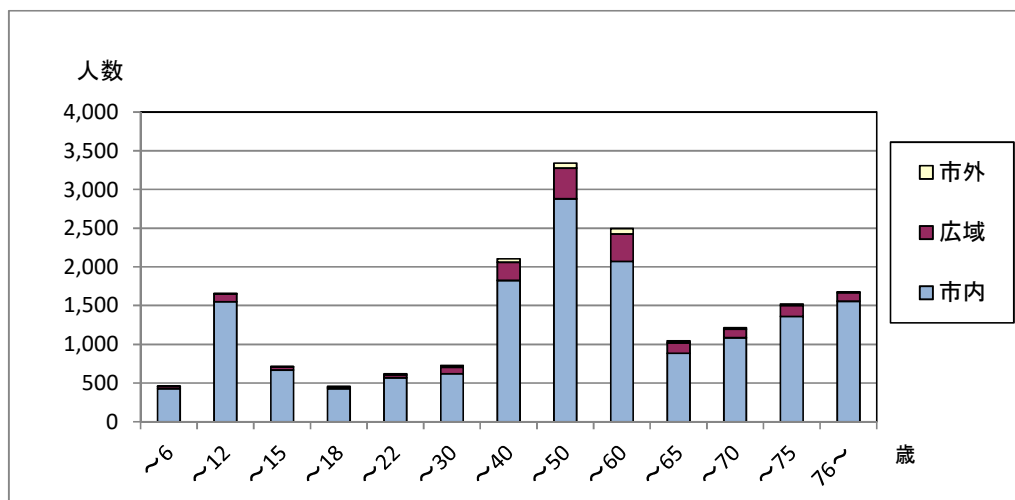
7 令和2年度登録人数の詳細

(1) 市域別

	市内	広域	市外	合計	割合
芦屋市	15,918			15,918	88.3
西宮市		1,618		1,618	9.0
尼崎市		84		84	0.5
伊丹市		21		21	0.1
宝塚市		53		53	0.3
川西市		11		11	0.1
猪名川町		3		3	0
三田市		3		3	0
その他			314	314	1.7
市外合計		1,793	314	2,107	11.7
合計	15,918	1,793	314	18,025	100.0

## (2) 年齢別

年齢 (歳)	市 内		広域 (阪神7市1町)		市 外		合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
～6	427	2.7	27	1.5	5	1.6	459	2.6
～12	1,549	9.7	103	5.7	5	1.6	1,657	9.2
～15	667	4.2	41	2.3	3	0.9	711	4.0
～18	425	2.7	19	1.1	12	3.8	456	2.5
～22	567	3.6	38	2.1	15	4.8	620	3.4
～30	620	3.9	86	4.8	22	7.0	728	4.0
～40	1,824	11.5	236	13.2	46	14.6	2,106	11.7
～50	2,880	18.1	397	22.1	62	19.7	3,339	18.5
～60	2,071	13.0	354	19.7	70	22.3	2,495	13.8
～65	885	5.5	132	7.4	25	8.0	1,042	5.8
～70	1,084	6.8	112	6.3	20	6.4	1,216	6.8
～75	1,360	8.5	142	7.9	19	6.1	1,521	8.4
76～	1,559	9.8	106	5.9	10	3.2	1,675	9.3
合 計	15,918	100.0	1,793	100.0	314	100.0	18,025	100.0



## 8 主催行事 (令和2年度)

	行事名	開催日	開催回数 (回)	延べ参加 人数(人)
月 間 定 例 行 事	こどもおはなしの会	毎週土曜日	7	39
	絵本の会	毎週土曜日	6	47
	打出分室こどもおはなしの会	毎月第2土曜日	4	8
	こどもの本の研究会	毎月第2水曜日	1	14
	おはなしの研究会	毎月第4水曜日	0	0
年 間 行 事	夏休み折り紙教室 (こども対象)	8月7日	1	14
	夏休み人形劇の会(こども対象)	8月18日	1	31
	読書講演会 「阪神間の都市形成と郷土史」	10月9日	1	27
	図書館 d e ギャラリートーク	12月11日	1	21
合 計			22	201

## 第4 管理運営の状況

### 1 当初予算額（5年間の推移）

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
当初 予算 額	一般会計(千円)	45,280,000	46,310,000	46,140,000	44,500,000	46,910,000
	教育費(〃)	5,163,629	4,949,731	6,648,814	6,519,562	8,004,464
	図書館費(〃)	138,096	175,803	621,913	132,218	140,717
	図書費(〃)	24,041	24,041	23,896	22,721	22,679
	人口(人)	94,474	94,539	94,222	94,177	94,011
一人 当り	一般会計(円)	479,285	489,851	489,695	472,515	498,984
	教育費(〃)	54,657	52,356	70,565	69,227	85,144
	図書館費(〃)	1,462	1,860	6,601	1,404	1,497
	図書費(〃)	254	254	254	241	241

### 2 各種指標（令和2年度）

A	人口(令和2年4月1日現在推計, 人)		94,011
B	登録者数(人)		18,025
C	利用冊数(冊)		588,004
D	蔵書冊数(冊)		385,106
E	年間購入冊数(冊)		12,275
F	図書購入費(決算額, 円)		22,658,110
G	図書館費(決算額, 円)		136,642,627
H	登録率(%)	B/A	19.2
I	登録者一人当りの利用冊数(冊)	C/B	32.6
J	市民一人当りの利用冊数(冊)	C/A	6.3
K	市民一人当りの蔵書冊数(冊)	D/A	4.1
L	市民一人当りの図書購入費(円)	F/A	241
M	蔵書回転率(回)	C/D	1.5
N	図書平均単価(円)	F/E	1,846
O	市民一人当たりの還元額(円)	(N×C-G)/A	10,092

### 3 歳入（令和2年度）

#### (1) コピーサービス

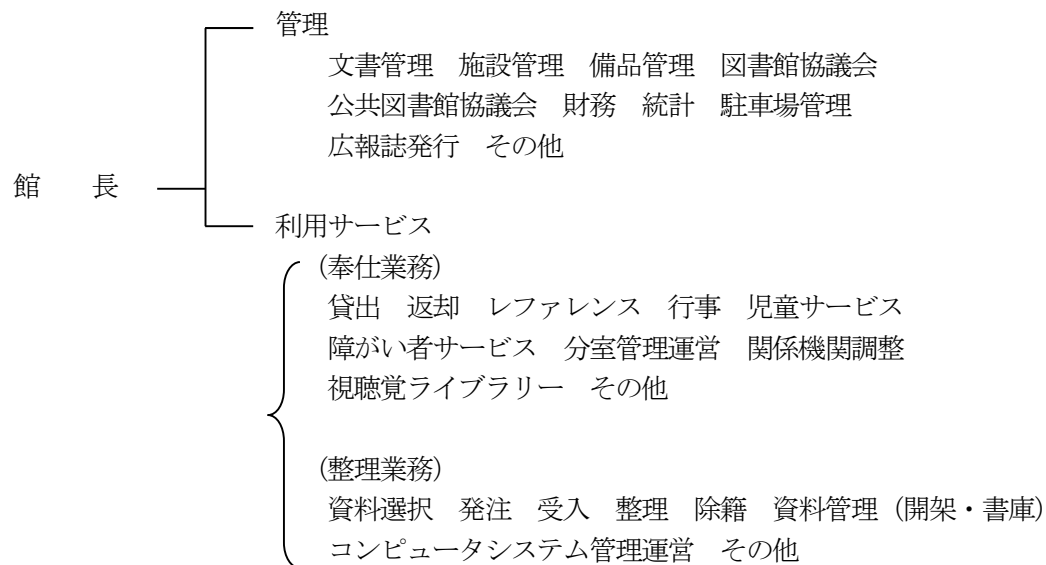
枚数(枚)	3,578	複写機使用料	76,290
-------	-------	--------	--------

#### (2) 駐車場

利用台数(台)	43,469	駐車場使用料(円)	3,386,900
---------	--------	-----------	-----------

- (3) その他雑入 国立国会図書館デジタル資料サービス印刷料金 6,140 円
- (4) その他雑入 公衆電話取扱手数料 3,240 円
- (5) その他雑入 資料郵送経費 8,721 円
- (6) その他雑入 自動販売機目的外占用使用料 21,984 円  
 自動販売機目的外電気使用料 50,916 円  
 図書館目的外占用使用料 836,822 円

## 第5 組織図及び職員数



令和3年3月31日現在 単位：人

	図書館長	正規職員	正規再任用	会計年度任用職員(2級)	会計年度任用職員(1級)	委託業務従事者	合計
職員人数	1	5	3	5	2.5	9.3	25.8
司書・司書補資格者	1	1	3	4	0.8	9.3	19.1

臨時的任用職員及び委託業務従事者は年1,500時間換算後の人数

## 第6 図書館協議会

### 1 図書館協議会委員名簿

平成23年度 ～ 平成24年度	梓 加依 笠原 清次 (24年度は谷川久吉) 北里 佐和子 熊本 潤子 芝 勝徳 白水 雅子 水谷 孝子 渡辺 宏子
平成25年度 ～ 平成26年度	梓 加依 北里 佐和子 熊本 潤子 芝 勝徳 白水 雅子 松本 淳子 水谷 孝子 渡辺 宏子
平成27年度 ～ 平成28年度	笹倉 剛 北里 佐和子 熊本 潤子 枝元 益祐 松本 淳子 布谷 忠司 水谷 孝子 松本 素子
平成29年度 ～ 平成30年度	笹倉 剛 松川 圭子 熊本 潤子 枝元 益祐 布谷 忠司 松本 淳子 (30年度は山田耕治) 水谷 孝子 川口 恭子
令和元年度 ～ 令和2年度	笹倉 剛 松川 圭子 熊本 潤子 枝元 益祐 多田 直弘 山田 耕治 (2年度は浦山 佳代) 藤本 史子 臼田 由香 (2年度は岩井 恵子)
令和3年度 ～ 令和4年度	長谷川 雄彦 松川 圭子 大竹 まや 枝元 益祐 能勢 広茂 高橋 孝子 中村 仁美 大和 靖枝

### 2 協議会の開催状況 (令和2年度)

第1回 令和2年10月13日

## 第7 芦屋市立図書館略年表

- 昭和 24. 5. 1 **芦屋市立図書館創設**。初代館長 武市洋就任  
5. 6 芦屋市前田町1番地（現在：1番5号）仏教会館において閲覧開始（総面積198㎡）
25. 3. 26 芦屋読書人クラブ結成総会  
25. 4. 27 芦屋読書人クラブ第1回総会  
25. 6. 2 芦屋読書人クラブ図書帯出始まる  
26. 2. 27 芦屋市立図書館設置条例制定  
28. 1. 25 芦屋市打出小槌町2番地を図書館用地に買収（総面積940.77坪）  
29. 2. 11 **芦屋市打出小槌町2番地（現在：15番9号）に移転**（建造物総面積591㎡）  
29. 2. 17 開館閲覧開始。開館時間9時～17時。  
ただし児童室は夏休みと日曜日を除き13時から16時30分まで  
29. 8. 20 書庫（鉄骨2階建）竣工（建造物総面積789㎡）  
30. 4. 17 田尾文庫（スポーツ専門書）の閲覧開始  
32. 6. 8 芦屋史談会創立。以後、史談会主催の講座「土曜話の集い」を不定期に開催  
34. 6. 7 図書館創立10周年記念式。記念誌「10周年記念」を刊行  
35. 3. 26 芦屋読書人クラブ「10年の歩み」を刊行  
36. 4. 1 図書館協議会設置  
36. 8. 12 第2代館長 細見哲雄就任  
37. 6. 1 **開架室新設 閲覧開始**  
37. 7. 6 芦屋市立図書館規則制定  
38. 4. 1 第3代館長 古藪季造就任  
38. 6. 1 **館外貸出制度実施**（1冊1週間以内、小学生2年生以上）  
39. 4. 1 芦屋市立小槌幼稚園開設のため館用地485㎡を割譲（現有面積2,083㎡）  
39. 6. 1 日曜日を特別開館日として第1閲覧室のみ開室  
39. 6. 12 団体貸出用自動車の配本開始  
40. 6. 14 **自動車文庫第1代目（専用車）による市内巡回開始**（毎月1回）  
41. 12. 8 視覚障害者用図書整備のため点字実技講習会開始。  
講師・大野加久二氏（芦屋市身障者協会会長）  
42. 3. 14 ストーリー・テリング研究会開始（月1回 大月ルリ子氏指導）  
42. 4. 15 芦屋点字友の会発足（会長・落合政子氏）「点字あしや」第1号発行  
42. 5. 1 第4代館長 富永博就任  
42. 11. 16 **市内4ヵ所に委託による図書館分室を開設**（市民会館、竹園・打出・翠ヶ丘集会所）  
このため、夏期児童分室（精小・宮小・山小・岩小・青少年センター）は42年度をもって発展的に解消  
42. 12. 16 点字実技講習会開始（講師・大野加久二氏）  
43. 5. 1 芦屋市立図書館設置条例施行規則の制定のため芦屋市立図書館規則は廃止  
芦屋市立図書館貸出規則を一部改正、貸出手続きを簡略化し、貸出し利用を小学生以上に、貸出冊数を2冊  
以内にそれぞれ改正のほか、自動車文庫巡回の事項を加入  
43. 5. 1 芦屋市立図書館処務規則を公布  
43. 8. 9 第1回おはなしの会を開始  
44. 5. 7 市立小学校3年生の全学級（23学級）の図書館見学開始  
45. 3. 27 図書館設置条例施行規則の一部を改正し、5月1日創立記念日の「休館」を平常どおり「開館日」とした  
図書館資料貸出規則の一部を改正し、館外貸出許可範囲の「小学生以上」を「市民」に改正し、幼児にも  
貸し出す  
45. 7. 1 **図書館の館外貸出促進をはかるため貸出し手続きの簡略化実施**  
47. 6. 1 **本館図書貸出方式にブラウン方式（変形）採用**。館内冷房設置  
48. 1. 20 松本幸雄バスケットボール文庫設置（407冊）  
48. 3. 1 **図書予約制度の開始**  
48. 4. 20 コピー・サービスの開始  
49. 4. 1 第5代館長 上羅了就任  
49. 10. 24 図書館設置条例施行規則の一部を改正、入館証を廃止し館内利用証とする。  
50. 4. 3 寝たきり老人・在宅障害者への配本開始  
51. 2. 6 「阪神地区公共図書館相互協力に関する覚書」の調印  
51. 9. 10 規則改正により、貸出冊数を4冊以内、貸出期間を2週間以内に定める（10月1日から施行）  
51. 10. 1 **市民センター内に公民館図書室が開設される**（蔵書数5,580冊）  
52. 4. 1 第6代館長 土居正就任  
55. 9. 1 自動車文庫の利用をグループ単位から個人貸出に変更  
57. 4. 1 第7代館長 林孝昭就任  
57. 3. 5 1級2級の身体障害者に対する家庭配本サービス開始  
58. 2. 15 視覚障害者用録音図書を購入



58. 7. 19 「新図書館建設準備委員会」発足
59. 11. 19 「芦屋市立図書館建設準備委員会報告書」まとまる
60. 8. 26 蔵書のデータ・ベース化を開始。TRC-MARC採用
60. 12. 25 新図書館の基本設計決定（坂倉建築研究所）
61. 2. 20 コンピュータ・システムの機種選定（ハードウェア FACOM-K290 アプリケーションLIMS2）
61. 6. 30 新図書館の着工（伊勢町12-5、翌年3.30竣工）
62. 4. 1 **芦屋市伊勢町12番5号に移転**（敷地面積6,479.53㎡、建築面積1,822.10㎡、延べ床面積3,007.25㎡）  
新図書館への移転のため休館（7.7まで）視聴覚ライブラリーが公民館から移管
62. 7. 1 芦屋市立図書館設置条例施行規則、芦屋市立図書館視聴覚教育ライブラリー運営規則公布
62. 7. 7 **新館開館式**
62. 7. 8 **開館第1日**  
開館時間 平日 9時30分～18時、日曜 9時30分～17時／休館日 火・祝日・年末年始・特別整理期間  
貸出冊数 1人4冊、2週間。AV利用開始
62. 9. 4 第1回「金曜シネサロン」を開催。「小さな恋のメロディ」上映
63. 1. 28 市民病院への貸出開始
63. 4. 1 第8代館長 鬼丸貞彦就任
- 平成 1. 3. 31 「おはなし20年」刊行
1. 4. 1 第9代館長 深川隆滋就任
2. 12. 17 **打出分室を開室**
3. 4. 1 **阪神7市1町広域利用システムの開始**  
「芦屋市立図書館蔵書計画及び図書館網の整備について」により蔵書を平成7年度末で30万冊を目標とする
3. 6. 5 **大原分室を開室**
3. 10. 1 第10代館長 下橋洋一就任
4. 7. 7 図書館利用者端末（愛称「Qちゃん」）を導入  
社団法人営繕協会主催公共建築優秀賞を受賞
6. 4. 1 日販全件マークを購入  
阪神間図書館図書搬送システムの実施
6. 5. 1 運営方法の変更。週休館日を月曜日に、月休館日は第1火曜日とする。  
本館 開館時間 火～金曜 9時30分～18時、土・日曜 9時30分～17時  
休館日 月・第一火・祝日・年末年始・特別整理期間  
打出・大原分室の開室日を従来の月・水・金・土曜日から水・木・金・土曜日と改める。  
開室時間を従来の10時30分から16時30分を10時30分から17時までとする。  
貸出冊数の制限を4冊から6冊までに変更する。
6. 12. 15 図書館1階に集密書庫を設置
7. 1. 17 **阪神・淡路大震災**。朝、「臨時休館指令」出される。（3.7まで臨時休館）  
午後、図書館避難所特別指定により避難所を開設（～5.6）
7. 3. 1 水道・ガス復旧（ガス暖房可となる）
7. 3. 8 本館再開。開館時間短縮（10時～17時）
7. 5. 6 全避難者退去。避難所終了  
お話し会・絵本の会再開
7. 5. 9 本館開館時間は元通り9時30分から18時（土・日は17時）
7. 6. 1 大原分室再開
7. 9. 10 **村上春樹氏来館・芦屋大学にて朗読会を実施**
7. 12. 19 コンピュータ・システムの更新。UNIX図書館システムLIVRE2稼働
8. 1. 16 「震災資料展」を開催
8. 2. 21 ライブラリー・サロン事業の開始
8. 3. 27 打出分室再開
8. 4. 1 貸出冊数を2週間で利用できる冊数にする
8. 4. 1 図書整理業務に現地装備制を導入
8. 4. 3 自動車文庫（4代目）「愛称ときめき号」巡回開始
9. 2. 19 **図書館「友の会」の発足**（代表・甲田直孝）
9. 2. 20 阪図協・阪神広域図書館システム検討準備会
9. 4. 1 第11代館長 足立宏行就任
9. 4. 1 NDC9版の採用。TRCマークを採用
9. 7. 1 図書館資料検索・パソコン通信サービス開始
9. 7. 4 「フォーカス7.9号」「週刊新潮7.10号」を閲覧停止とする
9. 7. 29 「ヨッシーくらぶ」開始
10. 1. 13 「震災資料展」を開催（～1.18）
10. 6. 17 自動車文庫、芦屋浜沖地区・陽光町に巡回開始

- 10.11.16 本年度から中学2年生の地域体験学習「トライやるウィーク」を2校受入れ開始。  
精道中学 11.16～, 山手中学 12.7～
- 10.12.3 芦屋市のホームページ開設により図書館の利用案内をネット上で公開
- 11.2.1 「ちびくろサンボ」及び類似図書の提供を緩和
- 11.3.3 貴重書保存のため脱酸処理を開始
- 11.3.18 文部省による衛星通信利用による教育のネットワークモデル事業への協力施設として決定する
- 11.4.1 第12代館長 中尾健治就任
- 11.5.1 芦屋市立図書館創設50周年記念講演会「読むこと 書くこと 生きること」講師・鎌田慧氏
- 11.6.15 「子ども放送局」及び「子ども地域促進事業」認可され「芦屋市子どもいきいきクラブ実行委員会」設置される(平成11年, 12年度の事務局は図書館)
- 11.7.31 子ども放送局を開局「開局記念番組」放送。8月夏休み特別番組「夏だ! たんけんだ!」
- 11.9.1 兵庫県立図書館のHALネットの開始により, インターネットによる蔵書検索とオンラインによる貸出申込みの受付を開始
- 11.12.11 図書館を活動の拠点としてPTA・子ども会・学校関係者を中心に子どもいきいきクラブ実行委による行事「あしやの歴史を見つけよう!」を実施(阿保親王塚の見学)
- 12.2.26 芦屋市子どもいきいきクラブ第2会行事「芦屋の民話を楽しもう!」
- 12.4.8 子どもいきいきクラブの一環として子どもの部屋「いろえんぴつ」が活動
- 12.7.1 デジタル録音図書(デイジー)の貸出サービスを開始。兵庫県点字図書館からプレクストーク2台借用しデイジー図書とデイジー関連機材(プレクストーク)をセット貸出
- 13.4.1 第13代館長 穂積雅己就任  
芦屋市の財政事情により図書費, 雑誌の削減  
1日に提出できる予約票を従来の6枚から3枚までにする  
自動車文庫の運行日が週3日から2日, ステーションの削減
- 14.4.1 第14代館長 前田文也就任  
図書館友の会が平成14年度子どもゆめ基金助成事業として, 「子どもの部屋」活動開始
- 14.4.23 芦屋市立図書館 平成14年度子どもの読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣から表彰される
- 14.4.23 文部科学大臣から子どもの読書活動優秀実践図書館として表彰される
- 14.5.8 コンピュータ・システムの更新。(LIVRE II)  
ホームページの開設とインターネットの利用サービス開始
- 14.5.26 図書館リサイクル図書の無料配布
- 14.9.21 打出分室休室についての地元説明会
- 14.12.1 リサイクル図書常設コーナーの設置
- 15.2.25 図書館の地域IT学習情報拠点化推進事業により利用者端末「Qちゃん」5台に増設
- 15.3.1 打出分室についての説明会
- 15.3.28 自動車文庫の巡回終了
- 16.4.1 第15代館長 赤川俊雄就任
- 16.10.1 「芦屋図書館ボランティアの会」発足
- 17.4.1 第16代館長 大西和昭就任
- 18.4.1 本館で祝日開館実施
- 19.4.1 開館時間, 休館日の変更  
本館 開館時間 火～日曜 10時～18時  
休館日 月・第一火・年末年始・特別整理期間  
大原分室 開館時間 水～日曜 10時～18時  
休館日 月・火・年末年始・特別整理期間  
打出分室 開館時間 水～土曜 10時～17時  
休館日 日・月・火・祝日・年末年始・特別整理期間
- 19.6.19 CD, DVDの館内視聴を中止する
- 19.6.19 インターネット予約開始**
- 19.10.14 図書館リサイクル・ブックフェア
- 21.6.5 インターネット在架予約スタート**
- 22.4.1 第17代館長 高田浩志就任
- 24.4.1 第18代館長 木村守彦就任
- 26.4.1 第19代館長 丸尾恵子就任
- 26.4.17 市役所地下駐輪場入口横に返却ポスト新設
- 27.1.17 震災資料展 (1/17～1/23)
- 28.4.1 打出分室民間委託開始 休館日の変更(休館日 日・火・祝日・年末年始・特別整理期間)
- 29.11.4 niwadoku(文化ゾーン連携事業)
- 30.1.5 図書館システム更新, ホームページ更新(LiCS-R e2)
- 30.5.12 niwadoku(文化ゾーン連携事業)
- 30.9.10 大規模改修工事に伴う休館(本館)

- 30. 10. 1 本庁舎北館 1 階仮設窓口によるサービス開始
- 31. 3. 29 本庁舎北館 1 階仮設窓口によるサービス終了
- 31. 4. 1 本館の開館時間を変更 (火～金曜 9 時 30 分～19 時  
土・日・祝日 9 時 30 分～18 時)
- 31. 4. 3 図書館本館で予約本の受渡しを開始
- 31. 4. 16 図書館本館リニューアルオープン
- 令和 1. 5. 11 春の親子で楽しむおはなしの会・絵本の会 (5/11, 5/18 の 2 回)
- 1. 5. 16 小学校 3 年生図書館見学 (精道 5/16, 浜風 5/23, 岩園 6/6, 潮見 6/11, 山手 6/13,  
朝日ヶ丘 6/14, 打出浜 6/25, 宮川 7/3)
- 1. 6. 9 小学生の本の部屋
- 1. 6. 30 図書館ガイドツアー
- 1. 7. 15 ライブラリーコンサート(主催・図書館友の会)
- 1. 7. 18 図書館協議会
- 1. 7. 23 人形劇の会
- 1. 7. 25 夏休み折り紙教室
- 1. 8. 1 夏休み怖くて楽しいおはなしの会 (8/1, 8/2 の 2 回)
- 1. 10. 19 秋の親子で楽しむおはなしの会・絵本の会
- 1. 10. 20 芦屋の未来を考える町歩き写真ワークショップ
- 1. 10. 27 n i w a - d o k u (文化ゾーン連携事業)
- 1. 11. 9 ライブラリーコンサート(主催・図書館友の会)
- 1. 11. 27 秋の大人が楽しむおはなしの会
- 2. 2. 3 特別整理期間(本館～2/13, 打出分室 2/18～19, 大原分室 2/24～27)
- 2. 3. 12 新型コロナウイルス感染拡大防止のため正午から臨時休館, 一部サービスのみ継続  
(予約本の受渡し, 資料の予約, 返却)
- 2. 4. 15 新型コロナウイルス感染拡大防止のため完全休館
- 2. 5. 19 臨時休館継続, 一部サービス再開 (予約本の受渡し, 資料の予約, 返却)
- 2. 6. 1 一部サービス制限の上で開館
- 2. 6. 24 国立国会図書館デジタル化資料閲覧・複写サービス開始
- 2. 8. 7 夏休み折り紙教室
- 2. 8. 18 夏休み人形劇の会
- 2. 10. 9 読書講演会 『阪神間の都市形成と郷土史 -アフターコロナのまちづくり考察-』講師 森栗 茂一 氏
- 2. 10. 13 図書館協議会
- 2. 12. 11 図書館 de ギャラリートーク「学芸員が語る『お城と史跡』の楽しみ方
- 3. 3. 16 職員の新型コロナウイルス感染に伴う臨時休館
- 3. 3. 20 一部サービス制限の上で開館

(行事等は直近 3 年分を記載)

## 第8 芦屋市立図書館設置条例・施行規則・要綱

### 1 芦屋市立図書館設置条例（昭和26年2月27日条例第2号）

沿革	昭和33年12月25日条例第21号	昭和36年3月31日条例第6号
	昭和39年3月14日条例第8号	昭和62年4月1日条例第8号
	平成2年10月1日条例第22号	平成21年3月9日条例第4号
	平成24年3月26日条例第8号	平成24年12月21日条例第36号

#### （設置）

第1条 図書記録その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存して一般公衆の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的として芦屋市立図書館（以下「図書館」という。）を設置する。

#### （位置）

第2条 図書館は、芦屋市伊勢町12番5号に置く。

#### （分館等）

第3条 図書館の活動を十分にするため必要があるときは、図書館の分館、分室又は配本所を置くことができる。

#### （業務）

第4条 図書館は、第1条の目的を達成するため、次の各号の業務を行うことができる。

- (1) 図書館資料の収集、整理、保存及び利用に関する業務
- (2) 自動車文庫及び貸出文庫の巡回
- (3) 視聴覚教育ライブラリーの運営に関する業務
- (4) 読書会、研究会、鑑賞会、資料展示会等の主催及び奨励
- (5) 館報その他読書資料の発行及び頒布
- (6) 時事に関する情報及び参考資料の紹介並びに提供
- (7) その他必要な業務

#### （職員）

第5条 図書館に館長その他必要な職員を置く。

#### （損害賠償）

第6条 図書館資料を紛失し、又は毀損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(駐車場の設置及び使用料)

第7条 図書館に駐車場を設置する。

- 2 駐車場の使用料の額は、次の表のとおりとする。ただし、図書館、芦屋市立美術博物館又は芦屋市谷崎潤一郎記念館の利用者は、最初の60分以内は無料とする。

	使用料区分	
	午前8時から午後8時まで	午後8時から翌日の午前8時まで
図書館の開館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円。ただし、1,000円の範囲内で規則で定める額を上限とする。
図書館の休館日	30分までごとに100円	60分までごとに100円
	午前8時から翌日の午前8時までの間の利用については、1,500円の範囲内で規則で定める額を上限とする。	

- 3 教育委員会は、公益上特に必要があると認める場合は、駐車場の使用料を免除することができる。

(図書館協議会)

第8条 図書館に、図書館法（昭和25年法律第118号）第14条及び第16条の規定に基づき、芦屋市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民の中から委嘱又は任命する。
- 3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、図書館の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 2 芦屋市立図書館設置条例施行規則（昭和62年7月1日教育委員会規則第4号）

沿革	平成2年12月15日教委規則第10号	平成3年3月20日教委規則第2号
	平成3年5月28日教委規則第6号	平成6年3月24日教委規則第4号
	平成18年3月27日教委規則第5号	平成19年3月26日教委規則第9号
	平成20年3月10日教委規則第5号	平成22年7月20日教委規則第7号
	平成24年3月26日教委規則第3号	平成24年4月16日教委規則第9号
	平成24年12月25日教委規則第16号	平成26年2月7日教委規則第2号
	平成28年3月22日教委規則第1号	平成31年4月1日教委規則第2号

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この規則は、芦屋市立図書館設置条例（昭和26年芦屋市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 図書館奉仕

#### 第1節 通則

#### （開館時間）

第2条 芦屋市立図書館（以下「図書館」という。）の開館時間は、次のとおりとする。ただし、芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別に必要があると認めるときは、次の各号の規定にかかわらず、これを一時的に変更することができる。

- (1) 平日 午前9時30分から午後7時まで
- (2) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。） 午前9時30分から午後6時まで

#### （休館日）

第3条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、その翌日以後最初の祝日法による休日でない日（月曜日の翌日が次号に規定する日に当たるときは、同号に規定する日）
- (2) 第1火曜日。ただし、第1火曜日が祝日法による休日に当たるときは、その翌日以後最初の祝日法による休日でない日
- (3) 12月29日から翌年1月4日まで
- (4) 特別整理日（毎年14日以内で館長の定める日）

2 前項の規定にかかわらず芦屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、臨時に休館することができる。

## 第2節 館内奉仕

### (入館の制限)

第4条 館長は、他人に迷惑を掛け、秩序を乱す行為のある者に対しては、入館を禁止し、又は退館させることができる。

### (館内利用の手続)

第5条 図書館資料（以下「資料」という。）を閲覧室において利用しようとする者は、館内利用票を提出しなければならない。

### (資料の複写)

第6条 資料の複写を依頼しようとするときは、複写申込書を提出しなければならない。

2 次の各号に掲げる資料の複写は行わない。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）に抵触するもの
- (2) 複写した場合に資料が損傷するおそれがあるもの
- (3) 館長が複写することを不相当と認めるもの

3 複写のために必要な経費は、利用者の負担とする。

### (損害賠償)

第7条 利用者は資料、設備、器具等を著しく汚損、破損又は紛失したときは、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。図書貸出券の紛失によつて生じた資料の損害についても同様とする。

2 前項の場合において、その原因が天災その他やむを得ない理由によるものであると認められるときは、その賠償の一部又は全部を免除することができる。

### (資料の予約)

第8条 貸出中又は未所蔵の資料の利用を希望するものは、その資料を予約することができる。ただし、館長は、利用者1人当たりの予約件数に上限を設けることができる。

2 未所蔵の資料について次の各号のいずれかに該当するときは、提供できないことがある。

- (1) 入手不可能なとき。
- (2) 館長が不相当と認めたとき。

### (調査相談)

第9条 図書館は読書相談及び読書指導並びに資料に基づく調査相談に努めなければならない。

2 調査相談の事務で資料の送料等の特別の経費は、利用者の負担とする。

(寄贈資料)

第10条 寄贈された資料について館長が必要であると認めたものは、図書館資料として受入れ、その篤志を生かして利用に供するものとする。

第3節 個人貸出し

(貸出しの対象者及び手続)

第11条 図書の貸出しを受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本市又は尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市若しくは猪名川町に住所を有する者
- (2) 本市内の事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 本市内の学校に在学する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、特別の理由により館長が承認した者

2 図書の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ図書貸出申込書を提出して図書貸出券の交付を受け、これにより図書の貸出しを受けるものとする。

(貸出冊数及び期間)

第12条 図書の貸出冊数は、貸出期間内に利用できる冊数とし、貸出期間は2週間以内とする。ただし、館長が必要と認めたときは、冊数、期間を別に指定することができる。

2 貸出期間の継続は期間内に申出のあつた者に対してのみ返却期日から2週間までを限度として1回に限り認めることができる。ただし、予約のある図書については、貸出期間の継続を認めない。

(図書貸出券の有効期間)

第13条 図書貸出券の有効期間は交付の日から3年後の誕生月の末日までとする。

(図書貸出券の更新)

第13条の2 前条に規定する誕生月を迎え、又は有効期間が過ぎた図書貸出券は、図書貸出券更新申込書を提出して有効期間の更新をしなければならない。

(図書貸出券の紛失等の届出)

第14条 図書貸出券について次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに館長に届け出なければならない。

- (1) 図書貸出申込書の記載事項に変更を生じたとき。
- (2) 汚損して使用に耐えないとき。
- (3) 紛失したとき。



(図書貸出券の再交付)

第15条 館長は次の各号のいずれかに該当するときは、図書貸出券を再交付するものとする。

- (1) 前条第1号の届出のあつた場合のうち、図書貸出券の記載事項に変更を要するとき。
- (2) 前条第2号の届出があつたとき。
- (3) 有効期間中に前条第3号の届出があり、相当期間を経過したとき。
- (4) 有効期限を過ぎ前条第3号の届出があつたとき。

(禁止事項)

第16条 図書貸出券は、これを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(図書貸出券の失効)

第17条 次の各号のいずれかに該当することが明らかになつたとき、図書貸出券は無効とする。

- (1) 事実を偽つて図書貸出券の交付を受けたとき。
- (2) その他不正に使用したとき。

(貸出しの制限等)

第18条 館長は資料の性質若しくは管理上必要があると認めるときは、その資料の貸出しを制限又は禁止することができる。

(貸出しの一時禁止)

第19条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する貸出しを一時禁止することができる。

- (1) 返却期限内に返却しない者
- (2) 館長が一時禁止を適当と認める事情のある者

第4節 団体貸出し

(団体貸出しの対象)

第20条 資料の団体貸出しを受けることができる者は、市内の社会教育関係団体とする。

(貸出冊数及び期間)

第21条 団体が1回に貸出しを受ける冊数は100冊以内とし、期間は1月以内とする。ただし、館長が団体の人数等を考慮して冊数及び期間を指定することができる。

(団体貸出券の有効期間)

第22条 団体が登録した月から3年後の当該月の末日までとする。ただし、団体が解散したときは、有効期間内であつても、貸出券を返納しなければならない。

(個人貸出規定の準用)

第23条 第11条第2項、第12条第2項及び第14条から第19条までの規定は、団体貸出しについてこれを準用する。

## 第5節 自動車文庫及び分室

(自動車文庫の巡回)

第24条 自動車文庫の駐車日時、駐車場所については利用者の希望などを考慮して館長が定める。  
2 館長は天候その他巡回が適当でないと認めた時は、巡回日を変更又は中止することができる。

(自動車文庫の貸出冊数及び期間)

第25条 図書の貸出冊数並びに貸出期間は、館長が別に定める。

(分室の設置)

第26条 図書館に分室を設ける。

2 分室の位置は、次のとおりとする。

打出分室	芦屋市打出小槌町15番9号
大原分室	芦屋市大原町20番2号

3 分室の開室時間は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

打出分室	午前10時から午後5時まで
大原分室	午前10時から午後6時まで

4 分室の休室日は、次のとおりとする。

打出分室	(1) 日曜日、火曜日及び祝日法による休日 (2) 第3条第1項第1号ただし書及び第2号ただし書に規定する日 (3) 第3条第1項第3号及び第4号に規定する日
大原分室	(1) 月曜日及び火曜日 (2) 第3条第1項第1号ただし書及び第2号ただし書に規定する日 (3) 第3条第1項第3号及び第4号に規定する日

- 5 館長は、前2項の規定にかかわらず、特別に必要があると認めるときは、開室時間及び休室日を一時的に変更することができる。

(児童文庫)

第26条の2 図書館に児童文庫を設けることができる。

## 第6節 障害者奉仕

(家庭配本及び郵送貸出し)

第27条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、資料の家庭配本及び資料の郵送貸出しを受ける事ができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳を所持する者のうち、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)第5条第3項に規定する別表第5号に定める1級及び2級の障害を有する者
  - (2) 常時介護を必要とし、かつ、外出が困難な者
  - (3) 館長が特に必要と認める者
- 2 前項の貸出しを受けようとする者は、図書貸出申込書に理由を付記して申し出るものとする。
- 3 資料の貸出しに要する費用は無料とする。

(点字図書及び録音図書)

第28条 図書館は、点字図書・録音図書及び大型活字本等の収集に努めるものとする。

## 第7節 集会室の利用

(利用の申請及び承認)

第29条 集会室を利用しようとする者は、あらかじめ集会室使用申請書を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 館長は前項の申請書を審査し、支障がないと認めたときは、利用を承認するものとする。
- 3 館長は前項の承認をする際に条件を付することができる。

(利用の不承認)

第30条 館長は、集会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、集会室の利用を承認しない。

- (1) 公共の秩序及び風俗を乱し、又は害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。

- (3) 特定の教派、宗派、教団、又は個人等の主催する宗教的な集会、事業
- (4) 特定の政党を支持し、又は反対するおそれのあるとき。
- (5) 公職選挙に関し、特定の候補者を支持し、又は反対するおそれのあるとき。
- (6) その他管理上支障があると認められるとき。

(利用の制限)

第31条 館長は集会室の利用について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用目的が承認の時と異なつたとき。
- (2) 災害その他の事故により集会室の利用ができなくなつたとき。
- (3) 図書館運営上特に制限の必要が生じたとき。

### 第3章 図書館協議会

#### 第32条 削除

(委員長)

第33条 図書館協議会（以下「協議会」という。）に委員長を置き、その選出は委員の互選により定める。

- 2 委員長は会議を主宰し、協議会を代表する。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の定める委員がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第33条の2 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

### 第4章 駐車場

(駐車場の供用)

第33条の3 駐車場の供用日は、1月1日から12月31日までとし、供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは、これらを変更することができる。

(駐車場使用料の上限額等)

第33条の4 条例第7条第2項の表に規定する1,000円の範囲内で規則で定める額は500円、1,500円の範囲内で規則で定める額は700円とする。

2 駐車場を午前8時又は午後8時の前後を引継いで使用する場合は当該引継いで使用する時間の駐車場の使用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 午前8時の前後を引継いで使用する場合は午前8時前の時間から引継いで使用する60分までの時間は100円とし、当該60分を経過した後は条例第7条第2項の表のとおりとする。ただし、午前8時までの駐車場の使用料の額が同表で定める上限の額に達している場合は午前8時から同表のとおりとする。
- (2) 午後8時の前後を引継いで使用する場合は午後8時前の時間から引継いで使用する30分までの時間は100円とし、当該30分を経過した後は条例第7条第2項の表のとおりとする。

(駐車場使用料の免除)

第34条 条例第7条第3項にいう公益上特に必要があると認める場合とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 公務を目的として来館するとき。
- (2) 図書館が主催する行事の講演者が来館するとき。
- (3) 図書館事業を援助する者が来館するとき。
- (4) 身体障害者福祉法第15条の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省次官通知第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が運転する自動車を駐車するとき。ただし、図書館、芦屋市立美術博物館又は芦屋市谷崎潤一郎記念館を利用する場合に限る。
- (5) 館長が特に必要と認めたとき。

## 第4章 雑則

(補則)

第35条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育長が定める。

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成26年3月1日から施行する。
- 2 芦屋市立図書館設置条例(昭和26年芦屋市条例第2号。以下「図書館設置条例」という。)第7条第1項に規定する駐車場をこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から施行日まで引継いで使用する場合は図書館設置条例第7条第2項の表に規定する1,000円の範囲内で規則で定める額及び1,500円の範囲内で規則で定める額は、第1条の規定による改正後の芦屋市立図書館設置条例施行規則第33条の4第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 3 芦屋市立図書館資料収集要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、芦屋市立図書館処務規則（昭和43年芦屋市教育委員会規則第15号。以下「規則」という。）第5条第9号に規定する事務を円滑に運営するため、芦屋市立図書館における資料の収集に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (基本方針)

第2条 資料は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条第1号に規定する図書館資料のうち、市民の文化、教養、調査研究、レクリエーション等に資する資料を各分野から収集する。

2 資料の収集に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 思想、信条、学説、宗教等に対して、とらわれることなく、それぞれの観点に立って資料を収集する。
- (2) 市民の多様な要求に応えられるよう、あらゆる分野にわたる資料を収集する。

#### (収集資料の種類と範囲)

第3条 収集する資料の種類と範囲は、次のとおりとする。

- (1) 図書資料（一般図書、児童図書、郷土資料、行政資料等）
- (2) 図書以外の資料（新聞・雑誌、その他の資料）
- (3) 特別資料（田尾スポーツ文庫、松本バスケットボール文庫、芦屋ゆかりの文学等）

#### (収集資料の種類別方針)

第4条 収集資料の種類別の方針は、次のとおりとし、その詳細については、資料収集方針等基準に定める。

(1) 図書資料

ア 一般図書は、入門書から概説書までを収集の範囲とし、各分野の図書を収集する。

イ 児童図書は、児童・青少年が読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成と継続に役立つ資料を各分野から収集する。

ウ 郷土資料は、芦屋市に関する資料をその形態にかかわらず積極的に収集し、近隣市町に関する資料も収集する。

エ 行政資料は、芦屋市が刊行する資料を収集する。

(2) 図書以外の資料

ア 新聞及び雑誌は、今日的な情報源として幅広く収集する。

イ その他の資料のうち、地図については、近隣市町及び県の地図を重点的に収集する。

(3) 特別資料

ア 田尾スポーツ文庫は，現蔵書の保存に留意する。

イ 松本バスケットボール文庫は，関係団体等からの寄贈資料を収集・保存する。

(蔵書の更新及び除籍)

第5条 最新の蔵書構成を維持し，充実させるため，資料の更新及び除籍を随時行う。

2 除籍の基準については，資料収集方針等基準に定める。

(寄贈資料の収集)

第6条 寄贈を受ける資料についても，この要綱に定める基準による。

附 則

この要綱は，平成20年4月1日から施行する。

図 書 館 年 報

令和 2 年（2 0 2 0 年）度版

2 0 2 1 年 9 月 発 行

編 集 芦屋市立図書館

発 行 芦屋市立図書館

〒659-0052 芦屋市伊勢町12-5

TEL0797-31-2301

印 刷 芦屋市総務部文書法制課印刷室